

第 20 回「私たちの墓地を守る会」定期総会議事録

司会（村田）： それでは皆さま、お時間になりました。ただ今より、私たちの墓地を守る会、第 20 回定例総会を開催させていただきます。ご紹介が遅れましたが、本日、司会を務めさせていただきます、幹事の村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、本日の会の流れを簡単に説明させていただきたいと思います。第 1 部として 2018 年度の活動報告、ならびに課題等についての説明を約 1 時間半。その後、約 15 分程度の休憩を挟みまして、第 2 部として 2018 年度の会計報告、ならびに 2019 年度の活動方針案その他について約 2 時間ほどになりますが、進めさせていただきたいと思います。長時間にわたってとなりますけど、皆さまのご清聴のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、これから会を始めるわけですが、ここで皆さまに二つほどちょっとお願いがあるんですけど。まず一つとしては、この会場内、あちらにご案内あったと思うんですが、飲食厳禁となっておりますので、一つご協力のほどをよろしくお願いいたします。ただ、壇上において飲み物等を置かせていただく。必要に応じて、お話しする方も喉の渇き等がございますので、こちらのほうは一つご了承いただければと思います。一つご理解のほどをよろしくお願いいたします。二つ目としては、どこでもご案内あると思うのですが、お持ちになっている携帯電話、スマートフォン、こちらのほうの電源を切っていただくか、マナーモード等にさせていただいて、周りの皆さまのご迷惑にならないように、ぜひともご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、お待たせいたしました。まずは佐伯代表よりごあいさつをお願いしたいと思いますので、佐伯代表、どうぞよろしくお願いいたします。

佐伯代表： 皆さん、こんにちは。きょうは第 20 回の定期総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。代表を仰せ付かっております、佐伯でございます。昨年の開催には私が手術しておりまして、欠席しましたことをおわび申し上げます。病も癒えまして、元気しておりますのでご安心ください。開催 20 回というふうな一つの節目になっておりますが、いろんな意味で今開催が一つの節目という形になろうかと思います。墓園が設立されたのが、1968 年、昭和 43 年の 12 月ですから、ちょうど 50 年設立からたっていますね。半世紀たっている。この墓園が公益財団法人という形になって、墓園経営ができたのですが、この公益法人が財務会計上問題があるということで取り消されたのが平成 11 年ですから、1999 ですね。もう令和になったものですから、平成 11 年に認可が取り消されて、清算法人というか、公益財団法人じゃなくなったということで、墓園の本来の経営ができなくなったということで。突然のそういうことで、建墓者にとっては大変混乱をして。私が代表に仰せ付かるようになったのが今からちょうど 10 年前ですから、この会が設立されて 10 年後、平成 21 年に代表になって 9 年、そういう意味では、私にとっても一つの節目です。改元がされて令和になったということも大きな節目の一つだと思いますので、この開催をもちまして、ぜひとも今年度中ぐらいには正常化にできればというふうには考えております。

昨年の総会のときに話がありましたように、本来ですと平成 29 年に清算人のほうから提

案がありまして、新しい法人をつくって、本当は去年の3月には移譲するという計画をされていて、前回の総会でも、何とか今年の3月までには正常化ができるのではないかと。この総会は正常化したところを皆さんで確認をするという期待もしてはいたんですけど、残念ながら清算人の作業が遅れておりまして、早くても今年度中、2020年の3月までには新しい法人を設立して、そこに墓園経営を移すという。これは墓地の権利やなんかも全て新しい法人のほうに移して、正常な公益財団法人として運営をしたいと清算人のほうは言うておりますけれども、なかなかそう簡単には進んでいかないというところもありますので。今年この1年を最大の正念場として、清算人にぜひ計画どおりに正常化を図ってもらえるように話しています。

それについて今後、詳しい報告は両顧問から話があったと思いますけれども、一番問題になってくるのが、一つは三浦の墓地は賃貸借契約になっておりまして、土地の賃料を払わないといけない。ところが管理料収入と賃料が逆ざやというか、賃料のほうが高くて赤字経営になっている。これが正常化するについて一つの問題となっております。ですから、地主さんとの間でどういう交渉が進められるかということが、公益法人化していく上での一つの大きな問題になる。もう一つ、横浜霊園も三浦と同じですけれども、管理料が2とおりありまして、年次管理料を納めている方と永代管理料を既に納めてしまっている人ということで、大体、早い段階のかたがたは、55年ぐらいまでですかね。永代管理料で一度に払って、それでずっと永代利用しているという形になっています。その2種類があります。その割合が、永代管理料の方が65パーセント、年次管理料の方が35パーセントいるということになって。今後の運営に関して言うと、非常にこれからどういうふうにしていくかということで、公益法人化するについて一つの問題になるというふうな。ただ、守る会のほうとしましては、新しい法人化をして正常化するについて、今の建墓者に不利益にならないように、負担が掛からないような形というのを清算人にきちんと言っております。清算人のほうもそれは納得していただいておりますので。今後、新しい法人化をするについても、その点は守る会としても十分考えた上で、あるいは配慮した上で進めていこうかというふうには思っておりますが。ぜひその辺に関してのきょうの総会の中でご意見、あるいはご質問等をしていただきたいと思います。

受け皿法人をつくって、新法人として墓園を運営していくって、言うのは簡単なのですが、なかなか法的にも、あるいは実際の問題としても、簡単ではなく複雑な問題もあります。お分かりにくいこともあるかと思いますが、率直に意見を出していただいて、皆さん方の意見を清算人、あるいは横浜市、あるいは県のほうに反映させていきたいと思っております。何よりもやはり早く、そして負担のないような形で権利が守られるようにしていきたいと思っておりますので、ぜひきょうの、ちょっと長丁場になりますけれども、皆さん方の活発なご意見をいただき、あるいはご質問をいただいて、成功裏にこの総会を終わらせたいと思っておりますので、ごあいさつと代えさせていただきます。どうもありがとうございます。

司会（村田）： 佐伯代表、ありがとうございました。それでは、ただ今より議長を選出させていただきますと思います。ただ今の佐伯代表のお話にもございましたが、私どもとしてはこの1年、精力的な活動をしております。その中でも今回、澤田幹事をぜひ議長に選出させていただければと思っておりますが、その前に皆さんのご意見等ございましたら何なりと言っていただければと思うのですが、澤田議長でよろしければ拍手をお願いしたいと思います。

（拍手）

司会（村田）： ありがとうございます。では、澤田幹事を澤長として推薦させていただきますので、澤田幹事、どうぞよろしく願いいたします。では、澤田幹事に代わって議事を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（澤田）： 澤田と申します。ただ今、ご指名をいただきまして、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。ちょっと場所を変えますので、よろしくお願いいたします。では、失礼して着席いたします。

それでは早速ですが、まず、本日の第20回総会に皆さま多数ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。守る会としてはこれから皆さまとの絆をもっと強くして、そして墓地の正常化への道のりをなるべく早く済ませるように進んでまいりたいと思っております。皆さまのご協力とご支援を改めてよろしくお願いいたします。それでは、総会議題の議事を進行してまいります。本来なら書記を選出するところなのですが、前回もそのようにした録音テープによる記録を取らせていただきたいと思います。それによって今後の書類の整理をしてまいりたいと思っております。皆さまのご了承を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（拍手）

議長（澤田）： それでは、次に議事の30年度活動報告ということでございますが、黒沢弁護士と小花卉護士による課題の説明と年間の総括の報告をお願いしたいと思います。お二方、よろしくお願いいたします。

小花卉護士： 皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました、弁護士の小花と申します。よろしくお願いいたします。私のほうからまず、平成30年度活動総括という形で、この1年間の活動の大まかな内容とその評価というところについて簡単に報告させていただきまして、その後、黒沢弁護士と高森事務局長のほうから詳細なご報告、黒沢弁護士のほうから今後の流れと課題というところで説明させていただきたいと思っております。私の話は前のプロジェクターのほうで、ちょっと字が潰れたり、遠い方は見えにくいかもしれませんが映しておりますので、こちらのほうをご覧くださいながら聞いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、先ほど佐伯代表のほうからも話ありましたとおり、平成29年の1月に清算人のほうから横浜霊園と三浦海岸公園墓地について、清算人が中止になって公益財団法人を設立すると、それで墓地経営の許可を取得して、その新法人、設立した法人に経営を移譲します

と、それで清算を結了しますと、そういった提案を受けたということになります。そこから既に 2 年以上がかかってしまっているということになると思いますが。それまでは既にある法人、既に墓園とか霊園を運営している法人の中から受け皿となつていただく法人を探そう。そこに経営を移譲して、清算を結了しましょう。そういった方向で検討していたということになると思いますけれども、なかなかそういった法人が見つからないといった事情もあって、なかなか清算が進まないというような事情もあったと思いますけれども、そうではなくてもう、なかなか見つからないのであれば、新しくつくってしまおうというようなところの拡張からこういった提案が出てきたのかなと思いますが。そういった新しい提案について、守る会のほうでもそれも一つの方法ということで、新しい提案を賛成しまして、協力していくというような方針で、2 年前の総会で皆さんに確認していただいたというような状況かなと思います。そういった提案も、状況を基に横浜市とか裁判所に働き掛けるということをして、清算人による新法人の設立、清算結了の早期実現というところで、守る会としても尽力してきたということになるかなと思います。

先ほども佐伯代表からありましたとおり、清算人から提案があった当初は、平成 30 年、去年の 3 月とか 4 月には清算結了させたいというところで提案があったわけですが、なかなか新しく法人を立ち上げると、これだけの規模の霊園の経営を移譲するということになりますと、清算人が当初考えていたようなとんとん拍子には進まないというところもありまして、こちらが思うようなスムーズな進捗ではなかった。なかなかそうやって思うように進まない中で、守る会としましては清算人に対して、清算の結了に向けた具体的なスケジュールを出してくれと要請し、そもそも清算業務もなかなか大変な業務だと思いますので、マンパワーが足りてないのではないかとということで、専任の責任者とかを置いて、執行体制を強化してほしい、人員増やしてほしいということも要請を行ってまいったという形になったと思います。ただ、先ほどありましたように、三浦海岸公園墓地の借地代の値上げの問題ですとか、人異動とかなかなかされない、マンパワー不足の解消がなかなかされないというところもあって、こちらが望むようなスムーズな進捗というのが、去年の総会で今年に終わっているのではないかとという報告が、結局、また 1 年延びてしまったというところもありますけれども、なかなかスムーズな進捗とはなっていないというのが現状なのかなと思っております。

ただ、もっともということで、そういった状況の中でも守る会としましては、再三にわたってしつこく清算人とか横浜市に対して、要請とか働き掛けを行ってきたと。当然、それに基づいて、横浜市から清算人に対して言って貰ったり、そういった成果もあって、清算人のほうから墓地に限らず霊園の現状調査とか、それに基づいて危険箇所とかありますけれども、そういったものをなるべく是正していくのかということについての達成にめどが立ったと。今後の資金計画とか、新法人の清算の管理についても、検討を始められるような状況になってきたのかなと思っています。そういった意味では、こちらの守る会のそういった要請が一定の成果を上げてきたのではないかと考えております。

私たちの横浜霊園、三浦公園墓地とはちょっと離れますけれども、清水公園墓地のほうについては、元住職との間で地位確認といって、元住職が住職の地位にあるのかという裁判が行われていましたけれども、それについても昨年の11月に和解となったということで解決されて、昨年の7月と今年の1月に2度にわたって、清水公園墓地の利用者向けの説明会ということで、経営を移行するということについての説明会が行われて、皆さんの往年の機会を得たというところで、間もなく宗教法人の霊泉寺というところに墓地の経営を移譲できるということになった報告を受けています。昨年の総会だったと思いますが、鹿児島霊園に引き続いて、清水公園墓地の清算もほぼ終了したというところになりまして、残すところは私たちの横浜霊園と三浦海岸公園墓地となっているというのが現状になったかと思います。先ほどマンパワーの話をしましたけれども、清水公園墓地と鹿児島も終わりましたので、横浜・三浦に全精力を傾けられる土壌が整ったのかなと思いますので、そういった明るい材料もあった1年なのかなと思っています。

一応、そういった1年になっていると思いますが、もう既に20年たっているというところもありまして、ともすれば歩みを止めてしまいそうになる清算手続きなのですが、守る会としてもこの機会ですとか裁判所の審議において、清算人とか横浜市、裁判官に対して、建墓者の皆さまの健全な墓地再生の早期実現という願いに応じて要請を続ける。そういった私たちの活動というのは、一步一步という形でなかなかスムーズとは行っておりませんけれども、確実に清算人を動かしているのではないかと考えております。きょうの総会でも皆さまのご意見を活発に出していただいて、健全な墓地の再生という皆さまの願いを早期実現させるということに向けて、引き続き皆さまの声を反映させて、守る会としても尽力していきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。私からは以上になります。どうもありがとうございます。

議長（澤田）：ありがとうございます。それでは黒沢弁護士、よろしくお願いいたします。

黒沢弁護士：皆さま、こんにちは。暑い中どうもお疲れさまです。今、ご紹介いただきました、顧問の黒沢でございます。私のほうからは今後の流れと課題についてやっていきたいと思うのですが、最初に去年の総会に参加されたという方はどれぐらいいらっしゃるでしょうか。大多数。去年は来なかったという方は、でも結構、いらっしゃいますね。そうすると全体事項も去年と重なるところもありますが、少し丁寧にご説明していきたいと思います。

さて、まず今後の流れと課題でございますが、現在、清算人のほうが示している今後のロードマップについては、パワーポイントに出ているとおりです。現在やろうとしていることは、丸1、新たな公益財団法人をつくる。丸2、墓地の経営許可を得る。この二つをやることで、新しい法人が今、つぶれてしまっている日本墓園から霊園の事業経営を引き継いで先を進めるというものです。これだけ見ると、非常に簡単に見えます。早くつくって、さっさと移せばいいじゃないか。市は許可を早く下ろせばいいじゃないか、皆さん、多分、そう思われると思うのですが、実際にはその中身が複雑な面がありまして、時間がかかっているというところがございます。これは清算人をかばう意味ではなくて、実際、そういうところが

あるということを皆さんにも共有していただきたいということでございます。ただ、相当時間がかかっているの、われわれも黙っては見ていられないということで、今、小花卉護士からもありましたとおり、清算人には強く働き掛けを告げています。ただ、それでもなかなか進んでこないというのが現状でございます。しかし、来年の総会ではもう大きな枠が決まって、財務状況が分かり、皆さんにきちんと説明会が開かれるところまでぜひ持って行かせたいなと個人的には思っております。まず、そうやって皆さんを励ましたいと思います。

次のスライドに行きます。実際のやっていくべき内容としては、墓地の経営許可を取るためには、事前の協議を横浜市のほうと相当、緻密にやっていかないといけません。それから、平行して新たな財団法人をつくって、この公益認定というのを取るために神奈川県と今度は協議をしていかないといけない。こういうことでこの二つを整えつつ、受け皿が神奈川県のほうで大体、OK ですよ、公益法人で何とかいけそうですよということと、横浜市の経営許可が下りますよ、こういったところが二つそろって、初めて正式に経営が移行できるということになります。

次のスライドをお願いします。ちっちゃいですね。見えませんね。これは何を示したいかというと、左側の枠が新法人を設立するための必要な手続きになっています。これが1番から5番まであるんですね。細かいところはいいです。それから右側が墓地経営許可。これは横浜市との関係で経営許可を取るための手続きですが、両方、一番上の丸1が赤くなっていますね。丸1が現在地点です。従って、5段階のうちまだ最初の段階しか来ていません。これ、皆さんから見ると、なんだ、まだ5分の1かと思われるかもしれませんが、実は全体に必要なことをほとんど1の段階でやってしまうので、1番が通れば5番まではスッと進んでいく。そんな時間かからずに進んでいくって感じだと思います。ですので、やるべきことの段階としてはまだ最初の段階にいますが、この中で今、非常に力のかかる作業をやっている。このことを皆さんに理解していただきたいというのが今のスライドでした。

次をお願いいたします。公益法人をつくるための流れとしましては、公益財団法人というのをつくるためには、例えを分かりやすく言うと、まず卵を作ります。卵というのは一般財団法人、一般財団法人。今回、一般財団法人という卵を作ります。その卵を作ってから、お上の公益認定というお墨付きをいただくんですね。これをいただくと卵がかえってひなになるということになります。卵を作るところは、さっき小花卉護士からあった定款というのを作って、そこで財産拠出、一定のお金を入れて、設立手続きというのをやっていく。あとは登記を申請していけばできます。卵を作るのは、どういう人がやるかとか、体制をある程度固めていく。それから何をやるべきかという定款を固めていけば、さほど難しいことではない。その下の3番、公益認定申請。卵がかえってひなになるためには、公益認定等委員会というのが公の部分にありまして、結局、お金の流れとか、実際に持っている資産、今後の事業計画などをかなり厳しく見ていきます。なので、卵がかえってひなになるための公益認定申請は、ハードルとしては結構、高いといわれています。最終的には、この一般財団法人をつくってそれが公益認定されれば、公益財団法人になりますので、できればこれによって

墓園の経営を引き継ぐ受け皿は完成するということになります。

次のスライドをお願いします。今の卵とひなの関係ですが、勝手なものを作られても困るので、守る会としては今、こういった立場で意見を言っていますというお話です。まず、人選。人選はしっかりしてほしい。それから財務の問題。こういったところが非常に重要なところ。ここについて課題を今、抱えてやってきていますが、そういったところは早く乗り越えて、法人設立手続きだけはもう早くやってほしい。早く人を固めて、どういう人にするのかを示してほしいという話を現在しております。それから財務の問題。この後ちょっと出てきますが、財務の問題も明確に示してほしいという話をしております。この公益認定を受けるのに関して、去年の総会でも説明したんですが、やはり守る会としてはどんな墓地でもいいというわけじゃなく、今度は二度とつぶれないのがいい。永続的に安定した経営ができるような体制。そして、そこには建墓者のことをしっかり理解して、全体を考えられる人間を配置してほしい。こういう提案をしております。そういったところを引き続き求め続けていく必要があると思って、現在、活動しているところでございます。

次へをお願いします。さて、そうやって受け皿となる法人をつくるというお話は今の手続きでできますので、そちらはさほど大きな問題が現状で見えてきているというわけではないと思っています。むしろ大きい問題は、こちらの墓地の経営許可のほうが実は大きな問題をはらんでいるところがございます。横浜市の墓地経営というのは、実は去年も説明したところですが、新設の場合と同じ厳しい手続きが求められます。今、あるんだからそのまま移せばいいじゃないかと皆さん思うかもしれませんが、ですが、今、あるものではあるんですけども、新たに作る場合と同じように、一からまた計画を審査していくということになります。その中で大きく立ちはだかってくるのが、このスライドの赤い所、財務状況報告、債務状況審査会というのがあります。横浜市ではおかしな霊園がたくさん建ってしまっているわけではないので、財務状況をきちっと審査して、健全な経営ができるように厳格な審査を通った者のみ墓地の経営を許可するという立て付けの条例を作っています。そのため今回、日本墓園、今、潰れていますよね。財務状況としてはひどい状態でした。それをきちっと健全経営できるかどうかという、財務状況審査会で厳しく審査されることになります。ここで今、清算人のほうは、中途半端な計画では財務状況審査会がなかなか通してくれないので、今、かなり細かな財産の整理、それから財産を基に今後どう是正していくのか。そういった計画を緻密に作ることを求められている現状にあります。そして、この財務状況を何とかクリアできたとなると、次に横浜市の他の法令のチェックの事前協議を行って、役所の中のいろんなところから OK をもらう。その上で今度は墓地をまた作りますよという標識を立てて、周りの住民の方に計画を説明して、その計画が特に皆さんから苦情を言われずに問題ないということになってくると、墓地の許可申請を出して、晴れて横浜市が OK を出してくれる。こういう流れになる。ですので、最初のこの財務状況を突破できるかどうか、一番スタート地点で大きな障害として立ちはだかっているということになります。

次のスライドをお願いします。他方で三浦海岸公園墓地に関して、こういった手続きは必

要じゃなくて、現状でもう既にある霊園の経営を引き継ぐという意味で、簡略化された手続きで経営許可を新しい法人に下ろしていくことができます。ですので、三浦のほうは横浜市のようなこういう面倒な手続きは特に想定されておりません。

次に行きましょう。そうすると、横浜霊園の課題って何だろうというお話になるわけですが、清算人と横浜市のほうで去年の総会から1年何やっていたの われわれも全ては見れていません。行政のやりとりなので、ブラックボックスの部分もかなりありますが、清算人の説明によると、大規模な霊園の現況、それから財産状況を整理している。特に建墓者の方がどこに行ったか分からないとか、お墓がそのまま放置されている所、こういったものをどう対応していくのか。そういった調査をしたり、もともとの計画と違う墓地がかなりあって、どこにどんな墓地、墓石があるのか。こういったチェックを一つ一つやっているというところがある。そういったところと、いわゆる危険箇所、違法箇所といわれる部分があるので、それらを再度緻密に調査して、どこが危険箇所で直さなきゃいけないのか。あるいは法律に違反している箇所で、どの部分をどう直さなきゃいけないのか。こういったところを現況調査していました。そして、それを長期にわたってどう是正していくのかというプランも示すように、横浜市から求められていました。なので、それぞれの墓地を調査した上で、それをどう改善するかという改善案も全て計画に盛り込んでいるという作業を清算人はやっている。そうすると、どの墓地をどこに移すかとか、どの墓地をどのタイミングで資金をかけて改善していくのか。こういったところに関して、かなり長期かつ緻密な事業計画、それからその資金をどうのするか。資金計画などが厳しくチェックされることになります。適当なものを作っても横浜市は許可してくれないので、この辺りを清算人と横浜市で相当詰めてやっていたようです。ということでかなり長期化してきたというところであります。

次のスライドをお願いします。その中で特に大きな問題として課題が上がっているもの。横浜霊園独自のものとしては六つ、一応、項目を挙げられます。この他に三浦との関係というのがありますが、まずは横浜霊園の六つの課題を整理していきます。まず、横浜信用金庫がけしからんことに、自分のところだけは早く資金を回収しようということで裁判を起こし、そちらの返済を強く求めてきています。その中で現在、横浜信用金庫に対して、平成35年4月までに完済していく予定で今、長期の借入金を返済しているところです。それがどういう計画で行われていくかという点も一つ課題としてあります。ただ、これはもう金額も決まっているので、あまり大きな障害ではありません。なので、評価としては借金はあるけど、これが何か計画の妨げになるものではないというものです。

二つ目と三つ目。これはさっき出てきた危険箇所と違法箇所の是正ですね。これは清算人が今、危険箇所、危ない場所は優先的に直しましょうと。違法箇所というのは本来作っちゃいけないもの。かなり深い所にある墓域だとか、元の計画にないのに勝手に作ってしまった墓域がかなりあるので、それをちゃんとした場所に移さなきゃいけないんですね。これはいきなりはできませんし、時間をかけて少しずつやっていかないといけない。それから、そこのお墓の建墓者にとっても利害関係に関わることなので、無理強いもできない。ということ

で、丁寧に少しずつ解消していくということで計画を立てているということになります。なので、これは横浜市がこれぐらいの期間の間に是正してくださいねっていうところを、清算人はもう少し長期で言ってくれないかという、多分、そういうせめぎ合いを相当しているのだろうと。守る会としては、建墓者に負担が掛からないように、横浜市だってこれだけ問題を見過ごしてやってきているだから、いまさらしゃくし定規なことは言わないでほしいということで、横浜市に対しては柔軟な対応を守る会としては求めている。ですので、この危険箇所、違法箇所というのは、箇所としては非常に多くて問題は大きいんですが、時間をかけていけば何とか乗り越えられる問題であると思います。ただ、これは資金計画立てる上で、かなり重要な課題にはなっている。ですので、この問題は長期化の要因の大きな一つにはなっていると思います。

次をお願いいたします。残り三つですが、横浜霊園の一部は借地になっていて、その地代をどうするかという問題もあります。清算人はできれば借地じゃなくて買い取りたいって話をしているのですが、実際の土地の所有者さんが相続紛争になって、なかなか話が進まないという状況なのです。ですが、これは無理に買い取らなくても、現状の借地のままでいけば資金計画は立てられるので、これは事業を進める上では大きな妨げにはなっていません。ただ、こういうことも影響しているというレベルだと思います。

その下にいきまして、渚石材。これはもう随分、本当に昔からの問題ですね。下の計画書には渚石材を入れていて、これを返すべきかどうかということですね。去年の総会では清算人も返還はしない方向というふうに伺っていたんですが、最近、渚石材の保証金を返すのかどうかで、清算人のほうがぶれてきているように見える。ですので、これを返していくのかどうかでは、3億円をどう築けるかという意味で、資金計画にはやはり影響ありますので、この辺は注視していかないといけないと考えています。ただ、金額や全体への影響という点では、これがあるからといって何か遅れるというものではないと思う。

最後が管理料などですね。現状で以前から似たような話もありますが、清算人は永代管理料の契約を終了させて、要するに年次管理料を取りたいという意向も示してきています。その単年の管理料に変えたいという理由は、一つは横浜霊園の中でも永代の人と年次の人でバランスが悪いという話を持ち出してきている。これが一つ。それについて神奈川県が公平性を欠くのではないかとやっている。こういうふうに主張してきている。それと合わせて、全体の資金計画の中でやはり不足が生じるので徴収したい。こういうことを言っているのです。ただ、これについてはこの後のスライドで出てくるのですが、守る会としてはそんなに簡単にその政策の移行についてイエスは言えませんので、やはり順序立てて物事を議論していきたいと思っています。管理料については清算人の意向を今、言ったとおりなのですが、基本的には清算人としては、管理料の公平な負担を利用者全員に対して求めたいと言っていて、きれいな言葉に見えますけど、簡単に言うと永代の方からも年次管理料を取りたい。そういうことなのですね。それをやらないと今後の経営の安定が図れないと言っています。

次のスライドをお願いします。ですが、守る会としては、墓地が永続的に経営できると。それから早期に再生できることは当然、皆さん望んでいるところです。しかしながら、管理料を安易に永代の方から徴収して良いのかというのは、少し別の問題だと思っています。ですので、まずは本当に清算人が言うように、墓地を今後永続的に経営するために、今の年次管理料だけでは足りないのかであるとか、全体の資金がどの程度不足するのか。そういった点をまずは吟味しないといけないと考えています。その上で本当に経営が大変という場合に管理料徴収がどうあるべきかという議論はあり得るかもしれないですね。しかし、現在、そういったものは全く示されていませんので、今の前提は全くないと思っています。できるだけ建墓者の負担が生じないようにしていくことが重要だと思います。

それから、ここのスライドに書いてないのですが、あまり皆さんに書面としてお渡しすることができないのを、きょう、出席された皆さんには口頭だけで補足して説明します。これは特定になります。ここで三浦との関係が実は絡んできます。三浦海岸公園墓地は現状で実は年間収支がプラス 200 万円ぐらい。つまり、収支が大体、とんとんなのですね、実はあそこ借地になっていて、今、月 100 万円っていう賃料なのですが、これが本来の約束だと 2 倍以上に上げられてしまうような司法判断が出ているところがありまして、地主のほうは、要するに賃料倍以上にしろと言っているんです。そうするとどうなるかというと、年間で恐らく 1300 万円ぐらい赤字になってしまうんです。三浦は、毎年、赤字 1300 万円ぐらい出てくる状況になるので、それをどうすべきかという点がかなり大きな問題になってくる。従って、横浜とセットにしないと、もう三浦単体で地代も上げられてしまっただけでは、経営は成り立たないという状況に追い込まれていますので、選択肢としてはやはり地代を抑えてください。地主さんが今の月間 100 万円の賃料でいいよと言ってくれれば、収支としては安定します。

ただ、これを倍にするよと強硬的に來られてしまうと、その倍になってしまう分を全体でどうカバーするかという問題も出てきます。こういうことで三浦との関係で、財務状況をどう取るかというのが、実はかなり大きく問題として出てきています。そういったところもあって、清算人のほうは地主との交渉もしながら、今後のこの横浜霊園の経営をどうしていこうかというところで、かなり悩んでいるところがあるようです。私が勝手に見たものなので、清算人がそう言ったわけじゃないということは、皆さん確認しておいてくださいね。ということで、大きくは今後の経営をどうするかという数字の中で、三浦の問題であったり、今後の是正計画であったりといういろんな物事が、変動要素があるので、それをどうまとめていくのかというところで難航しているというのが現状であろうと思っています。そんな中で守る会としては、シンプルに今、言ったような対応を清算人には求めているところがございます。

最後にまとめに移ります。ということで皆さん、きょうは総会に來れば、次はいつ頃清算人の清算計画は終わるんだろうかといったお話が聞けるかと期待して來られたと思うのですが、清算人のほうは去年も言っていたように、大体、次の年には何とかしますと言って、

なかなかそのまま進んできています。ですが、われわれが見ていても、先ほどの三浦の問題であるとか、あるいは今後の是正計画などが決まってくれば、ある程度必要な大枠は固まってきたと思います。それから、小花卉護士がさっき言ったとおり、どうも清算人の動きを見ていると、鹿児島とか清水があって、どうもそっちにパワーが取られていったところを、なかなか横浜・三浦には振り向けられなかったんじゃないかと思っている。彼らはそう言いませんが、そんな気がしている。なので、ある意味、清水も終わって、もう横浜・三浦に専念するしかない状況に今年はいよいよ入ってきます。それから、彼らが遅まきながらも進めてきた計画が、横浜市との間で大体、決まってきました。そうするとあとは方針ですね。三浦との関係、あるいは今後の計画をどのぐらいのスパンでできるのか、この辺が固まってくれば、もうある程度財務は固まったと見て、あとはその手続きを時間をかけてやっていけば、ある程度先は見えてくるのではないかと考えています。ですので、そういったところを順調に進めていただいて、今、清算人は今年度中には何とかという話はしていますし、われわれもそれを実現させるべく、さらに後押しをしていきたいと思っています。

最後に、恐らく今後予想されることとしては、清算人は自分たちの計画を固めると、その計画を基に管理料が今、どういう状況か。それが不足するのかしないのか。不足するとすればその分をどうしたいのか。そういったところを恐らく彼ら側のプランを出してくると思います。彼らはそのプランを全建墓者向けに説明会として実施したいと言っています。ですので、私の予想では、彼らがまずプランを今年のある程度の時期に決めます。決めたプランを皆さんに説明するために、説明会を実施したいと申し入れてくると思われます。そこで説明会の持ち方などについては、守る会の立場でしっかりけん制をして、安易な徴収、値上げになるようなことはやらせないということでけん制をしながら、適切な説明会の実施、それからわれわれはチェックをしていくという役割を果たしていきたいと思っています。ですので、理想どおり行けば、来年の総会では説明会も進んでいて、清算人はこう言っているけど、どうしようかというようなけん制的な議論もできて、その後、実際に軌道に乗ってきて、清算終了がある程度見えてくるというところまで持って行きたいなと考えています。ですので、ちょっと目には見えないところがありますが、いよいよ頂上は見えてきているのではないかというのが私からの報告の折り目となります。ということで、ここから1年ですね。さらに重要な局面ですので、一緒に頑張っていきたいと思っています。私からは以上です。ありがとうございました。

議長（澤田）： お二人の弁護士の方、ありがとうございました。もしかすると皆さまの中からご質問があるかもしれませんが、恐れ入ります。もう一つ、これから高森事務局長より2018年度、平成30年の活動報告の中でのご説明という形が、もう一つお話がありますので、恐れ入ります。それを伺ってから皆さまのご質問を一括でお伺いしたいと思います。その辺をまずご了承いただきたいと思います。それでは恐れ入ります。もうちょっと待ってください。恐れ入ります。ほんのちょっと訂正事項がありましたので。

高森事務局長： それでは、事務局長を務めさせていただいております、高森でございます。

皆さんと同じく、私、第1墓園の真ん中辺りに、場合によると先ほどお話にあった借地の辺りにお墓を持っているのですが。父が買って、皆さんと同じような立場でございます。そんな立場感も含めて、お話を進めていきたいと思います。議案書を事前にお配りしておりますけれども、そのちょうど1ページでございます。小花顧問弁護士、あるいは黒沢顧問弁護士からお話がございましたので、要点だけをもう一度、復習とでもいいでしょうか、そういった意味も含めて聞いていただければと思います。

議長（澤田）： ありがとうございます。それでは、お二人の弁護士と高森事務局長よりのお話ということで、皆さまのほうからのご質問をこれからお受けいたしたいと思います。どなたかご質問はございませんか。

OH氏： 横浜第1霊園のOHと申します。よろしくお願いします。大変日頃から各役員さま、ご活躍いただきまして本当にありがとうございます。私のほうから1点2点、ちょっとお話を聞きたいなと思います。この三つ目なのすけれども、平成30年度の活動報告の中でいろいろ重要なことが書いてありますけれども、その中で是正計画書、図面が出来上がったということですよね。その次に難易度の高い財務状況報告を作成するという事前協議の前段階がありますというふうなお話がありました。こちらのほうにも書いてありますけれども。この文面でいきますと、ずっと下のほうになってきますけれども、最終的には大体、来年辺りで終わりそうな内容ですよね。ところが、今までの清算人の計画からいきますと、なかなかそのとおりに思うようにはいかないと。引き延ばしはしてないとは思いますが、延期でずっと来ているというのが実態だと思うのでよ。守る会としても清算人の動きを見守るという形しかないのかなと。それに対しての要請・要望関係はできると思うのですが、主体的にはやはり清算人という形になろうかと思しますので、その動きにどうしても引きずられてしまうという形になるんじゃないかと思うのです。そういう面から言っても、いろいろな説明会、値上げ関係の説明も含めてだと思えるのですけれども、清算人のほうから2019年の秋、つまり今年の秋に新法人の設立等を含めた説明会があるのではないかなと思うのです。もちろん管理料の関係も当然あるかと思うのですが、そこら辺の動き等がもし分かれば、特に新法人の設立などは、約束どおりこういうふうに行くのかどうかということをお聞きしたいと思うのです。

それともう一つ三浦の関係。三浦と横浜と一体となって守る会があるということになりますけれども、三浦のほうの215万円の年間管理料うんぬんという話になりました。これでいくと当然、三浦も上がってくるとなると、引きずられるように横浜のほうも上がってくるという解釈が通常だとできると思うのです。ですから、そこら辺を年間の管理料を現行どおりというわけには行かないと思うのですが、値上げの恐れが多分にあるんじゃないかと思うのですが、そこら辺ももう少しはっきり分かればいいなと。その2点をお願いしたいと思います。以上です。

議長（澤田）： ありがとうございます。まず、清算人の動きと三浦のほうの管理料といったまとめでいかがでしょう。高森事務局長。

高森事務局長：適切なご質問ありがとうございます。まず、説明会の日というのは、おっしゃられているとおりでして、相手側の動きと裁判所、横浜市の関係。やはり曖昧。確かに清算人の言っていることも確かだと思うのですね。やはり皆さんのお金に関わるというか、そういうことに関わりますので、ある程度、先ほどもお話があったとおり、線が引けないと誤解を招くということもありますけれども。できれば私たちのほうは、今、ああいうふうに先ほど申し上げたとおり、秋と言っていますので、そこを目指してくれと。どちらにしても大きな問題ですので、1段階目の説明、2段階目の説明でいいじゃないかと。場合によってはホームページでちょっと出してみればいいじゃないかというような形で、これからもここは一応、秋と今のところは申しておりますので、そこを目指して、皆さんの代表としてきょうの意見を踏まえて、努力をしたいと思っております。

それから、三浦のいわゆる土地代ですね。今の管理料、土地代があそこの三浦というのは再度申し上げますけれども、全部借地なのですね。非常に珍しいのですけれども。その借地料が地主に地代支払いをしているわけです。それがもともと 215 万円/月ですね。そういう約束でやっていたのが、倒産をして再生をするためには、どうしてももう少し下げてもらわないとどうにも再生できないよということで、当分の間 100 万円という形で約束をしたというもののなのです。本来的にはやはり 200 万円というのが一つのお約束になっちゃっているんですね。これは残念ながら、1 回裁判をやったのですが、もっと今のいろんなことから考えたら、100 万にもう一度下げてもいいのではないかという裁判を清算人が起こしたのですが、敗訴しています。負けています。そういう意味では、200 万というのが一つの線であることは間違いないですね。その後、和解をどうするかという形になります。そうすると今のお話のとおり、そのまま例えば 200 万になると、どちらにしても三浦という意味でも赤字になってしまう。

今、申し上げたとおり、三浦と横浜が一緒に一体としてやっていこうというふうになっておりますので、そうなるとその金額というのは、まだ清算人のほうから計画が来年の後ろまで出ていけませんので分かりませんが、多少は影響が出るだろうと。ただ、これは分かりませんよ。分かりませんが、こちらの墓地のほうが圧倒的に、横浜霊園のほうが大きいものですから、上がったからといって極端に値上げという話はないのではないかと。これは清算人が出してくる、そういう可能性がないとは言えないというところかと思います。よろしいでしょうか。

議長（澤田）：ありがとうございました。

佐伯代表：今のことで補足させていただきまして。今のご質問の中で一つは新法人の実態がそういうふうになっているのかということについても、こちらの守る会としてもきちんと干渉していったほうがいいのかというご質問が一つあって。もう一つは管理料の値上げが、三浦が上がった場合において、横浜も含めて上がるということにもなるのではないかと。この形の質問だったかと思うのです。新法人の実態がどういうふうなものになるのかということについては、こちらのほうもどういう人が、先ほど黒沢弁護士のほうから話が

ありましたけれども、やっぱり人選が非常に大事だということもありますし、それから公益性を持ってきちっとやっていけるように墓地というものは、そこでもうけちゃいけないわけですから、そういう人選をしてもらいたいということで、守る会の意見も取り入れてほしいという申し入れはしているのですけれども。なかなかデリケートな問題なので、こちらの意見も聞くというふうなことは言うておりますけれども、どこまで反映できるか分かりませんが、ぜひそこは人選に関しても、守る会として意見は述べていきたい。

それからこの管理料の話なのですが、きょう来られている方の中で、永代管理料をお支払いして、年次管理料は払ってないという方はどれぐらい？ 結構、多いかな。圧倒的です。かなり多いと思います。早い段階で年次管理料を、墓地を購入した方が代々、永代の方が多いかと思うんですね。私も個人的なことなのですが、義理の親のお墓が 50 年頃に購入している墓ですが、これは年次ではなくて永代だったのです。当時は使用料として 33 万 7700 円で、永代管理料というのが 14 万 1000 円というような分け方で購入していたのですが。私はその後、また女房の関係で墓地を購入して、そのとき今度は年次管理料で、ですから、古い 50 年の頃のこの三十何万、あるいは 14 万というのは、相当大変な金額かなと思っております。それをまとめて払って、永代ですから、ずっと何年なんて区切りはないはず。ないんですね、普通。ですから、それを変更するということになると、契約の変更になりますので、了解を得ないと無理ということになるかと思うのです。ただ、私とその義理の親のものについての永代管理料、あるいは永代使用料の書類を見ますと、永代としか書いておりませんので、何年なんていうことは書いてない。ところが、この使用料の証書の中に 30 年とか何年とか、中には書かれている人があるようにも聞いています。それから、台帳のほうもそういうふうになっている。永代を区切っているような扱いをしている。そこら辺が一時ではないかもしれませんが。しかし、永代管理料は皆さん方が払ったときには、これですと年間料払わないで維持していける。使用できるということで払っているわけですから、これは一方的に新法人になったからこうしてくださいよというふうにはならないのではないかと思います。

それから、今の年次管理料に関して言っても、今、1 平米当たり 2000 円だと思いますけれども、これを 4000 円にします、3000 円にします。25 年度のときに集会があつて、清算人のほうから管理料の値上げということでの説明会があつたかと思いますがけれども、一方的に上げるということは無理です。いうふうな方の差額を引きまして当然なので、ああいう集会を開いて、皆さんの同意を得ようしてくる。ですから、年次管理料を払っている方に関しても、三浦も含めてですけれども、変更するということになると、了解を得ないとできないということになる。ですから、一方的に上げますというわけにはいかないのです。そこを丁寧に説明をして、納得をしてもらわないといけないということになります。守る会としても値上げに関して言うと、こちらの建墓者にとっては非常に不利益なことにもなってくるし、特に永代管理料の方っていうのは高齢化して、私もそうなのですが、後期高齢者になっている方が多くて、その中で払うという負担をするというのは大変だろうと思っております。

守る会のほうとしても、やはり全員の了解がない限りは管理料に関して手を出さないでほしいという形で臨みたいと思っております。

ですから、1人でも反対があったらそれは無理でしょうということだと思っておりますが、皆さんの中で正常化をする上で、自分のほうもある程度の規制も、あるいは不利益も付けてでも正常化するというふうな、その辺の判断をきちんとできるような中で、全員の合意を取れば、それはまたそういうことになろうかと思いますが、そのためには説明をきちんとしてもらわなきゃいけないし、根拠を持ってしてもらわなければいけないと思っております。守る会としては、この清算人の考えをそのまま、はい、分かりましたというふうには全く考えておりませんので。一応、私のほうからは以上になります。

議長（澤田）：ありがとうございました。はい、どうぞ。

I Z氏：横浜の第1霊園 I Zと申します。今の管理料の件ですが、永代管理料を払っている方が65パーセント、多くの方が永代で年次管理料を払わないでいるわけですね。今までそれが65パーセントっていうのは、守る会のほうでも人数の確認はされているのですか？

佐伯代表：パーセントだけは確かです。

I Z氏：そうしたら、守る会の会員を増やすということには、名簿があるならもっと手だてがあろうかと、というのは、この裁判沙汰（清算）を終了するためには全員の参加、多くの人の賛同を得て会員になってくれれば、それが圧力になると思うのですが、それはよけい かもしれないがこの文書に書いてあるように、ちょっと把握は、僕はできない。21年から27年で7年間だけ平米当たり2200円徴収するのかなと思ったらそうじゃなく、もう永続的に賃料を変えるっていう趣旨の提案ですか、清算人のほうは。

佐伯代表：そうだと思います。

I Z氏：7年というのはなんで？ これ21から27年って書いてあるから、その間の7年間だけ永代管理者の人が協力すればいいのかなとちらっと思ったのですが、そうじゃないわけですね。

高森事務局長：はい。それは伝え方がちょっと悪かったかもしれませんが、清算人が作った資金計画は一定の10年なら10年、5年なら5年っていう形で書いておりますので、2007年、だからちょうど5年か6年。

高森事務局長：7年ですか。そういう計画で今、向こうは出したというだけです。

I Z氏：それは7年を協力すれば・・・。

高森事務局長：そういうわけではございません。そのまま続いていくということです。そうすると、向こうの考えですよ。清算人の考えで届いたのが、是正改革だとか危険個所の是正がやっていけるということでございます。

I Z氏：あと一つは、2200円という価格は、現行の年次会費というのは2200円になるのですか。それはあなたが算出の方法で平米当たり2200円だったら成り立つよという計画なのか、それとも現行はどうなのか聞かせてください。

高森事務局長：申し訳ありません。正確には把握しておりませんが、一般的に言うと割と標

準というか、そういう金額に近いのではないかと。年間1万円ぐらいですからね。そんな感じはしますけどね。ちょっと分かりません。3平米だとすれば・・・。

I Z氏：せいぜい3平米だから。

高森事務局長：6000円ぐらいですかね。3平米ぐらいだったら6000円とか7000円。ただ、これは素案ですので。実際に今度、正確に横浜市との協議をやったりして、上がるかもしれないし下がるかもしれない。これは何とも申し上げられない。今の試算として1回出してきたのがそういうことです。

I Z氏：分かりました。どうもありがとうございます。

高森事務局長：はい。すみません。

I Z氏：あと一つ。ちょっと余計なことかもしれない。大塚石材店が墓石工事をやりますよという、ただそれだけなのですが、電話番号とか住所とかってというのは分かりませんか。

高森事務局長：今、把握していませんが、管理事務所に話していただければ、明確に向こうもしゃべっておりますし、実際にやった方もいらっしゃいますので、管理事務所のほうにお電話いただければ、はっきり答えていただけると思います。申し訳ありません。

小林副代表：すみません。ちょっと補足します。今の大塚石材店は、いわゆる渚石材店1社だったのを大塚にしましたので、事務所に言っていて、当然、大塚石材店の見積もり。従来、渚石材を見積もった方が例えば100万とすると、大塚は半値ぐらいでできますね。ですから、ご自身で事務所に言って、大塚の見積もり取りたいって言えば取れますので。それで事務所のほうでも渚のほうよりもそちらのほうを優先にしようとしていると思います。

I Z氏：渚で見積もり取ると、大体、高いと。

小林副代表：そうです。1例ですけど、私もお相談いただいたのは、例えば200万だったのが、100万になったというお話があるので。それから事務所にいる事務局長に、とにかく横浜霊園自身が渚のほうよりもそっちの石材店のほうを勧めるようになったということです。

I U氏：よろしいですか。三浦海岸墓地、I Uと申しますが、永代管理料を支払っている者ですけども、守る会の姿勢としてちょっとお聞きしたいのは会の姿勢としてお聞きしたいのですが、私は正常化のためには永代管理料を支払っている者も、多少なりある程度はお金を出さなければならないのかなという姿勢でいるのですけども。その場合、年間管理料を払っている方と永代管理料を払っている方、もし管理料が上がった場合、全くフラット、同じという姿勢なのか、あるいは、守る会に入っている方と入っていない方も全くフラットで同じと、あるいは、ここで若干の差が起きるのを配慮していただけるのかどうか。その辺の姿勢というのはありますでしょうか。

高森事務局長：ありがとうございます。今の守る会として大変難しい話ですが、先ほどの代表も申し上げたとおり、会員の皆さまの利益を守る。不利益を、タダというわけにはいきませんが、公平に最適にするというのが。私たちは皆さんの代表、私たちも全員ボランティアなんけれども、そういう考えでやっておりますので、こういった意見を聞きながらやってきたつもりです。その中で守る会の会員だからという形には、これは非常に社会的にも

通らない。そういったものの中でもありますので、そういった形では無理だろうと。やはり全体、皆さまが公平にという姿勢が基本になるのではないかなと思います。

それからあともう一つ。永代管理料の方と今、管理料を払っている方。ある意味では永代管理料の方は既に 15 万なり 20 万なり投じている。大きな金額をお支払いになっていることは間違いございません。それともう一つ、私たちが言うことじゃないけど、皆さんお分かりのとおり、その頃は、金利が 10 パーとかそういうことでありましたので、当然、管理料に見合う金額が入っていたわけですね。そういう時代の変転というのがあるのも、これは事実ということになると思います。そういう意味でいきますと、私たちは基本的には皆さんの利益を守るということで、今の状態をそのままで行ってくれというのが基本になると思います。ですから、永代管理料の契約をしている方が永代管理料。それから管理料を今、払っている方は管理料という形で、それで是正改革とかそういうものができるということを要請していくというのが原則になると思います。ただ、現実は今度、横浜市との関係とかいろんなものから、これからの健全な墓地。今の状況ではいろんな問題があるわけですから、それを継続的にきちっと保守している。守っていくためには必要だという金額が出てきて、それが皆さんが基本的には納得をできるものなら、それはやはり値上げだとか、あるいは永代管理料から管理料を支払うということを皆さんが合意であるならば、当然、それは皆さんの代表の立場で一緒にそういう形でやっていく。

ただ、それをやっていくときにもしそうだとなれば、そのときに例えば段階的に上げていくとか、あるいは、世代が交代するときにやるとか、そういうことは次の段階として考えていきたいということです。今は今のままの形で、いわゆる永代管理料だったら永代管理料の方、年次管理料の方は年次管理料の方でいくという形で、今もいろんな報告をそうやっていただいたとおり、清算人のほうがいろいろ言っていますが、われわれはそこの一線でやるべきだというお話をしている。ただ、これから今、横浜市が通らなくてこういうふうにしなきゃ駄目だというふうになってしまえば、そのときはそのときで、またきちっとした説明が行われて、皆さんの合意が得られれば、今、申し上げたような年次管理料で当分のある一定の金額を払っていくことになるということもあり得るのかと考えております。

議長（澤田）：恐れ入ります。皆さまのご質問もまだ多々あるとは思いますが。ただ、この会場の時間制限がありまして、まずご質問のある方、後ほど、先ほど受付をしておりましたあそこで、またある程度のご質問のお答えができるわけですが、非常に大切な場所だということで、ご質問を受けます。

WT氏：第2のWTでございます。今の永代管理費についてなのですが、私も高齢で、後継者がいないんですね。先々のことを考えると、永代管理費っていうのをなんかいい形で直していただければ、安心してその穴へ入っていけるのですよ。入った途端に管理費払わないから、どこへどう持って行ったらいいのだっていうような、それ切実な問題だと思うんです。中には何人かいらっしゃると思います。次のなんかのついでの話のときに、これから管理される方が決まったときに、守る会としてなんかいい案を、道を作っておいていただければと

思います。これはお願いでございます。以上です。

議長（澤田）：ありがとうございます。どうぞ。失礼、眼鏡をお掛けになった。

HD氏：第1霊園のHDと申します。指定石材店ですね。今の渚石材のミッションですね。これによりますと、建墓者より石材店を不や増やしてくれと要望があつて、大塚石材店、この石材店を新たに加えるということになっていきますね。こういうことを決めるのは、清算人が決めるわけですね。どんな感じでもってこの大塚石材店の実績を他社と渚石材と比較をして、守る会のほうで質問（要望？）をされたのか、その点をお伺いしたいと思います。

高森事務局長：今のお話で、渚石材については前からいろんな問題点があつたわけですね。渚石材については前からいろんな問題がございました。これは随分前から守る会にも、渚石材から私のところにわざわざ来なきゃいけない。そうしないとトラブルがおこるとかいろんな話があつて、苦情という形も含めてありまして。これは長年、代表も含めて、日本墓園のほうに是正をしてくださいよと。それを聞き入れず、値段も聞いてみると非常に高い。しかも、実質的にはお店行くと、前にも何例か特殊な例として他の業者も入れてもらったことがあつたのですが、なかなか今までは通らなかったわけです。そういうやりとりの中で、今回、こういった今の応じたということもあつたのかもしれないかもしれませんが、繰り返しという形をしていましたらば、今の大塚石材店というお話が出てきて、またそれが実際にやった方から守る会のほうにもどうにかならないでしょうかというご連絡があつて、当初、渚から言われたよりは随分下がったというようなことがあつたということでございます。それについては今、副代表の小林から説明がありましてとおり、あそこの事務局長も十分承知をしていますし、こういった再生協議会の場でもはっきり言われておりましたので、もし該当があれば事務所のほうに言っていただいて。もし、それでおかしいなということがあれば、守る会のほうにお話しいただければ、お話をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

小林副代表：ちょっと補足させていただきます。一応、渚石材に相当悩まされたと思うのですが、このたび、突然、再生協議の場で大塚石材店を入れたということで、先ほどパワーポイント等で説明がありましたように、清算人の方針が変わったかなと思うのは、保証金を月100万ずつ返しています。ということは、渚石材といずれは縁を切るつもりでいます。ということで大塚石材の、われわれも突然なので全てを把握していませんけども、多分、良心的なところだし、これから公益法人になれば何社かまた入れます。そういうことなので、渚石材の中の心配されていたことは徐々になくなっていきますので、一応、大塚石材のほうは、実績はまだわれわれも掴んでいませんが、2、3件やって喜んでいただいた方もいると思いますので、よろしくお願いします。

議長（澤田）： はい、どうぞ。

YD：第1霊園のYDと申します。いろいろしていただいてありがとうございます。一つ、非常に嫌なことになったと思うのです。今、新法人の設立という体でお話が進んでいる。それから新法人が設立される要件として、管理料を1本立てにしないと、市等の新しい法人へ

の許可が出ないということではないんでございますね？ 両方平行で行ける可能性は十分あるわけでございますね？ その点、ちょっとお伺いしたいです。

高森事務局長：2本立てという具体的にどんなことですか。

YD氏：永代管理料の方が全て1年置き管理料にならないと、新しい法人というのはできないのでございますか。そういう強い要因が。先ほどは2本立てで行くとおっしゃっていますよね。

高森事務局長：2本立てというか、今の現況を守るとというのが、皆さまが一番いいことだろうと思って、今の永代管理料の方は永代のまま、それから、管理料を年間で払っていただいている方は年次管理料のまま。差し当たってですけどね。今の状況で新法人に移る段階においては、少なくともそれが原則ではないかということで私たちは話をしている。それに対して清算人のほうからは、今の諸般の是正工事をやるためにとか、いろんなことをやるためには、あるいは県の許可を取るためには、管理料を永代の人からも払わないと不公平だとかいろんな理由からたたくかもしれない。向こうは駄目だということを言ってきているということで。私たちの守る会が2本立てにしているわけではないのですね。ただ、そういうふうに2本立てと言いましょか。

YM氏：持っていきたいのですよね。

高森事務局長：私たちのほうは現状のままで、少なくとも清算人にはそう話しているわけですね。

YM氏：可能性というか、必要性になりますか。非常に難しい問題でございますか。

黒沢弁護士：今、是正計画などで、清算人が大体、25億ぐらい必要と言っている。是正とその他今後の施設の状況を改善する分。そうすると、25億円を何年でどう作るかって話になります。そうすると結局、予算の関係で不足が出るか出ないかをまだ吟味しないといけない段階ですね。吟味した上で今の金額で収まるなら、あえて永代の方から徴収する必要はないし、一時の方の金額を上げる必要もない。これが大前提ですね。吟味した結果、どうしても予算が収入をオーバーしてしまうという場合には、それは守る会として、全体を公平にどう皆さんでバランス取るかを考えないといけないということです。その見込みについては、今、清算人が説明しているところだと、不足しますと言われてはいます。ただ、金額の内容をわれわれも吟味できていないので、このまま、はい、OKとは言えませんよということにはなります。ですので、これからそういった数字をチェックしていくってことが必要になろうかとは思っています。

議長（澤田）：はい、どうぞ。お名前をお願いします。

HR氏：いつもお世話さます。横浜第2のHRと申します。今、いろいろお話伺っている中で、思い付きも含んでなのですが、今後に向けてなんですけどもね。管理料の永代とそのとき払い（年次管理料？）の、今、2本立てということをおっしゃいましたが。その過去分を含めて、新たに移行するときに公平の確保って、難しいことじゃないかと思うのです。

そんなときに新たな2本立てって考えられないのかなと思う。35パーセントの収入で今

後を考えていこうという現状だろうと思うのですが、その 35 パーセントの中に新たな永代の制度を入れると、私のところも年ごとに払っているのですが、例えば向こう 15 年前払いすれば、永代と同じ権利が得られますというようなことをすれば、一時的に応募される方が増えれば、一時的に今後の原資が得られるのではないかなと思うんですね。その辺で今後の経営状況を考えるときに、推移統計のイリヘリ（収入、支出？）がどうのこうのは、私、よく分かりませんが、取りあえず今、再生計画分の資金運用が不足しているから何か考えなきゃいけない。もう既に払い込み済みの人からもちよっともらわなきゃならない。それを公平化って難しいだろうと。

今後、ずっと続いていくときの公平な負担って本当にうまくいくのだろうか。先ほど試算で 2200 円というお話がありましたけども、2200 円に移行っていうこと。今、現実には 2000 円じゃないでしょうかね。私のところ 1.5 平米で、3000 円の消費税を年間払っています。ですから、2200 円という試算が出ると、そこでもう既に平米当たり 200 円値上げが見込まれているっていうことになるわけですね。過去払わずに年ごとに払っている人と、過去に一生分だって払っちゃった人と、これが新たな年度が始まるときに同額で 2200 円、みんな一律になるっていうのも、はて、難しいなというような思いがしてしまってますね。そこら辺、具体的な資金需要、資金計画の数字統計上の何かアイデアみたいなのがどっかから出てくるといいなと思っていました。そこら辺については可能性としてはどんなものなのでしょうね。もし、分かる方いらっしゃったら、教えていただきたいなと思います。

黒沢弁護士：なかなか難しいところもあるのですが、これも思い付きですよ。一応、今、25 億円を必要としている。これを向こう 8 年の計画で何とかしようとしているというのが清算法人の考え方のようなのです。そうすると年間 3 億円ぐらいを 8 年間でどう作るかって話で、そこを乗り切れば逆に。ちょっと三浦との関係のバランスがいろいろありますけれども、ある程度見えてくると思う。多分、そういったところはこれから数字を見ながらでないと、具体的に出てこないと思いますので。数字を見ながら、多分、今の試算で大事なものは、過去の支払いというのは、なかなか調整し切るのも難しいだろうと、将来的にいろんな選択肢を含めて、将来的な中でバランスを取る方向性もあるのではないかと、そういったところはまだ、われわれもそんなに詰め切れていませんし、清算人はもっと詰めてないと思うので、こういったところを提案していきながら、いいものを作っていくという作業を始めていくことが大事かなと思いますので、今のお話はご意見として伺って、育てていきたいというところですね。

議長（澤田）：ありがとうございます。今のご意見は私も少し賛成しています。他に。はい、どうぞ。お名前をお願いします。

HK 氏：第 1 霊園の HK と申します。今の管理費にも関わりますけども、報告書の中で県というのが時々出て報告されていまして。管理費に関するところだと 6 ページの所で『県は永代管理料支払者も含め全建墓者から管理料を徴収するよう求めているようだが』という文書が載っています。報告書の中で写真なんかでもそうなのですが、県との会とあって実際

やってないのですよね。いろんな会合に県は出てきてない。だけど、法人をつくる上では県が認可するわけですよね。管理費のところは方針とかみたいな経営のほうの流れの中で出てくるんですけど、それについても県が意見を言っているということで、県のほうに直接意見を聞きに行くとか、あるいは、会議に県の人にも出てもらうとか、そういう場ってないのかなって率直に思っちゃうんですけど、県が絡んでくるので、結局、法人化も経営の話も、県がどう考えているのかっていうのが、この文書は直接聞いたのではなくて、清算者から聞いたとか、また聞きみたいな感じなのですが、その辺の情報はないのでしょうか。

高森事務局長：ありがとうございます。そのとおりで、おっしゃるとおりですね。先ほど黒澤弁護士が申し上げた二つ。県と市という二つの墓地の経営許可をするのと、法人の許可をするというのが、二つの大きな柱です。その柱の1本はどうなっているのというのは、率直に言えばおっしゃるとおりです。今の状況というのは、その前に何しろ墓埋法というのも、そっちが出ないと全て成り立たないのですね。お墓自体の経営が成り立たないものを公益法人としてやることはできない。ただ、実際になると公益法人というのも、それがほとんど運営しているわけですから、ですから、私たちの守る会も、先ほどのおっしゃるとおりで、両方を並行してやってくださいよと何回も申し上げている。けども清算人のほうはなかなかそういう形では動いていけないというのが現状です。

あとは一昨年、私たちも直接県のこの公益法人、あるいは一般法人を許可する部門とヒアリングをやらせてもらいました。これは守る会が直接働き掛けを行って、それで県も担当のところへ行って、ここも確か課長以下何人も出ていただいて、それで意見交換ができました。この20年間の経過ですとか、あるいは、私たちの考えは出してあります。その後、清算人は動かなかった。そういう状況でございますので、清算人も具体的に清算とかをやるためには、定款とかいろんなものを作らなければいけないわけですね。われわれもその定款を見ないとなかなか分からないという状況がございまして、それを出すようにということで働き掛けていて、今、よく読んでいただいておりますが、一度、定款の素案的なものがついこの間出てきたばかりでございます。むしろ、県がいうことは、先行している形なのです。残念ながら。その辺については今後、定款とかそういうものが出てくれば、守る会の皆さんの立場として、お話を県に直接伝えようと思っております。

それから、県にも裁判所の審尋の場、あるいは横浜市でやっている再生協議会の場に出ていただけないかという話も要請をしております。要請をしましたら、まだその時期ではないというようなことで県のほうからは丁重に断られたという実態で、私たちの守る会の代表としては一生懸命その辺はお話しさせていただいております。今後も時期を見てやっていきたいと思っています。ただ、公益法人法とかああいうのを見ると、確かに言いそうなことだと言ってはおかしいのですけれども、それは確かにあり得ることだなという気がします。以上でございます。

議長（澤田）：ご了解いただきましたでしょうか。他の方いらっしゃいますか？ はい、どうぞ。

WUK 氏：横浜第 1 の WWK です。墓地の継承ということについてですが、60 代、70 代の子どもたち、といっても私が長男なもんですから、私が守るということで一応やっているのですが、いろいろ大事な話がいくつも出ていたと思うのですね。要するにお墓ですから、永遠に続くものと思っていますけれども、先ほどの方もありましたように、やはり最後は自分だけになってしまうかもしれない。いろいろ多様な状況があると思うのですね。基本的にはやはり、今まで取得したときの条件を引き継いでもらう。これが根っこになれば、絶対うまくいかないと私は思うのです。ここを一番大事にしたら、向こうがどういう提案をしてくるのか分かりませんが、私たちの権利というのがあるのだという権利の情報をしっかりと執行部のほうから言ってもらえると、非常にいいのではないかなと思うのですね。私たちの権利は何なのかということを私たちはしっかり据えておかないと、ぶれてはいけません。やはり、責任はどこにあったのかと、この責任を守る会としては追及することが第一だろうと思うのです。場合によっては、提案の中身が進歩的なものであれば、それは受け入れるというふうに私は臨んでいきたいということにしていきたいと思っています。以上です。

議長（澤田）：ありがとうございました。恐れ入ります。先ほどちょっと申し上げかけたとおり、会場の時間的制約もございますので、受付をしておりました所である程度のご質問を受けさせていただきたいと思います。ということでこの後、あと二つ三つの議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、失礼しました。ということで質問を途中で切らせてはいただいたんですが、先ほどお三方から前年度の活動報告がありました。皆さまにご説明したとおりでございます。ということで、それに関しての承認をいただきたいと思います。よろしければ拍手をお願いいたします。

（拍手）

議長（澤田）：ありがとうございます。それでは、あと二つほど、恐れ入ります。では、10 分ほど休憩ということで取ります。

（休憩）

司会（村田）：それでは議長、よろしくお願いいたします。

議長（澤田）：はい。それでは次の議事へ移行いたします。次は会計報告。2018 年度、平成 30 年度の会計報告ならびに会計監査報告ということで、まず、清水会計さん、会計報告をよろしくお願いいたします。

会計（清水）：清水です。会計報告をさせていただきます。11 ページをご覧くださいませ。だいぶ時間が押していますので。2018 年度、平成 30 年、会計報告。年度としてはそこに書いてあるとおりです。収入の部、前期の繰越金が 522 万 8988 円。会費収入が 219 万 8200 円。1054 名の入金、寄付というのは会費なのですが、それを余計に振り込んだ方たちもおられまして、次年度に繰り越せるものは一式返して、余ったものは寄付になります。利息は 4 円です。収入の合計が 742 万 7192 円。

支出の部。顧問料。きょうも弁護士さん 2 人お見えになっていますが、120 万円。交通費。

これは会議その他の移動のための交通費です。33 万 6000 円。通信費。これは電話代です。8 万 1946 円。会場費。きょうの総会の会場の設定、レンタル料が 4 万 4900 円。活動費が調査とか出張で行く費用です。2 万 3648 円。発送料。総会の資料とか説明会の資料の発送、印刷が 59 万 2988 円。事務所費。これは馬車道法律事務所を使わせていただいています、その年間賃料が 12 万円。雑給。これはきょうのような総会に何人かのアルバイトさんをお願いしています。4 万円。その他雑費として 9346 円。支払手数料。これは会費の支払手数料で送信していただいている方の送信手数料をこちらが負担しておりますので、10 万 6410 円。トータルが 255 万 5238 円。差し引きの次年度繰り越しが 487 万 1954 円でございます。以上です。

議長（澤田）：ありがとうございます。それでは会計監査を上村会計監査をお願いします。

会計監査（上村）：会計監査の上村でございます。12 ページをご覧ください。平成 31 年 3 月 31 日に清水会計立ち合いの下で会計監査を実施し、全資料精査の結果、正確に処理されていることを確認しましたので、報告いたします。

議長（澤田）：ありがとうございます。これで皆さまのご承認をお願いしたいのですが。（拍手）

議長（澤田）：ありがとうございます。それでは引き続き 2019 年度活動計画ならびに予算について高森事務局長からよろしくお願いいたします。

高森事務局長：それでは、だいぶ時間も押しておりますけれども、今年度、大事な令和元年という年になりますが、活動計画の案について説明をさせていただきます。活動方針でございますが、20 年という本当の長い節目を迎えております。たまたま年号が変わりましたので、そういうことの中で何とか横浜霊園と三浦海岸公園墓地、何としてもこの 1 年、清算人と横浜市、裁判所、こういったところの関係機関に働き掛けまして、本年度中に何とか墓地経営許可と新法人の認定を得て、再生に向かい力強い 1 歩を踏み出せればと思っております。中間点でございますけれども、先の活動報告をさせていただいたとおり、30 年度は守る会の働き、あるいは清算人もかなりよく動いたと思います。

それと、横浜市もかなり努力をしていただいて、墓地の再生に向かい大きく前進をした 1 年でしたので、これを受けながらやっていきたい。ただ、何回も私も言っておりますとおり、是正計画まで圧倒的になった状態というところもございます。これから財務状況の報告書を作成するとか、そういったこと。それと、いわゆる神奈川県。先ほどもご指摘がありましたとおり、神奈川県と法人の関係がございます。そういったことで今自体はちょっと中断状態でありますけれども、こういったものを何とか来年の 3 月までにやり遂げるという形を清算人に要求していきたいということでございます。ただ、いずれにしても大変難しく、樂觀も許されないことだということで、以下の活動計画をしていきたいというふうに考えております。

一つ目には一般財団法人の設立と公益法人の認定。それと、墓地経営許可の取得。同時平行的に一緒に進めてもらいたいということでございます。さらに課題を見直して、専任者を

配置するなどの取り組みをやってもらいたいということでございます。そういった支援を
といたしましょうか、要請をしていくということでございます。2 番目にはやはり建墓者の理
解を得る。これはきょう、皆さんからいろんな意見をいただいたとおり、たくさんのご意見
がでございます。それぞれご意見も違ってまいります。そういった意味では情報公開をぜひ、
大切だということでございます。そういう意味でホームページの充実、あるいは、できる限
り早期かつ丁寧な建墓者説明会。こういった開催を实らせていきたいということでござい
ます。それと、基本的な法人ということになるわけでございますが、現建墓者の権利順守を
基本に。これはもう何度も申し上げますけれども、今の状態というのを基本にはいたします。
新法人設立によって永代管理料も年次管理料も契約をしていきたい。強要や年次管理料の
値上げなど、建墓者の公正や利益を害することなく、再生を進めるように求めていくとい
うことであります。

あと、新法人の設立に当たっては、建墓者代表の評議員選任も要求する。これは新しい法
人をつくりますと、そこを実際にやる方とそれを審査する経営をどういう方法でやるかを
見守る評議委員会をつくるのですが、その評議委員に建墓者の代表を入れてくださいとい
うことをこれから強く要求をしていこうとしております。それから、あと横浜市・三浦市に
は墓地の経営許可に当たって、日本墓園設立時にさかのぼる行政指導などの経過や、いろ
んな合意がありますので、そういったことを踏まえた上で円滑に事務手続きを進めるよう
に求めていくと。それと神奈川県にも新法人の認理解を深めるように要請していこうとい
うことでございます。守る会として具体的には再生協議会、あるいは審尋の場でこれから
意見を率直に具申していこうということで、状況に応じては今回もまた、きょうの状況を踏
まえて上申書や意見書を渡したいと考えております。それともう一つ、6 番でござい
ますが、私たち何回も申し上げますが、全員がボランティアです。役員は全員建墓者でござ
います。しかし、一見元気そうに見えても、みんな 77 とかある意味では高齢でござ
います。ぜひ、お手伝いと言いましょ、役員会も月に 1 回でござ
いますので、それだけでももし顔を出
していただけるならば大変うれしいということで、その辺も何とか確保をしていき
たいと考えております。以上が活動計画の案でござ

それに伴います 2019 年度の改定予算案が 14 ページにござ
います。かいつまんで申し上げ
ますと、前期繰越金が 487 万 1954 円でござ
います。会費収入に関しては少し多めに見
させていただいておりまして、1300 人から頂くと見て、260 万円の会費をいただ
いております。寄付収入はござ
いません。合計として 747 万 1954 円というものが収入として想定をさ
せていただいております。支出の部ですが、大変申し訳ないのですけれども、最後の次期繰
越金の所を 468 万 1954 円に訂正をいただきたいと思
います。ちょっと計算上のミスがござ
いました。468 万 1954 円でござ
います。410 円ほど違っておりました。支出の部でござ
います。顧問料は変わらず 120 万ということで小
花弁護士、黒沢弁護士に引き続きお願いをし
ていこうと思っております。お二人とも大変積極的に活動をしていただ
いております。交通
費に関しましては 40 万円。通信費に
関して 9 万円。会場費 5 万円。活動費 3 万円。備品 3

万円。発送料 60 万円。ホームページ費用 1 万円。事務所費 12 万円。広告費 10 万円。雑給 4 万円。雑費 1 万円。支払手数料 11 万円ということで、合計として 279 万円という金額になります。金額の計上に関しましては、前年度の状況を見た上でこういった金額を上げさせていただき、この金額により、先ほど申しあげました活動計画案で、しっかりと活動をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（澤田）：ありがとうございました。それでは 2019 年度のただ今の活動方針、計画、予算につきまして、皆さまのご承認をいただきたいのですが。

（拍手）

議長（澤田）：ありがとうございます。それでは、次へ移らせていただきます。役員選出ということで、石川事務次長からよろしくお願いいたします。

石川事務局次長：石川でございます。15 ページをご覧ください。2019 年 4 月 1 日から本日まで、既に活動の頭に差し向かっておりますけれども、昨年 5 月 19 日の第 19 回定期総会でご紹介した 11 名の役員体制で進めておりましたが、今年度は 10 名の体制で運営いたしております。提案書 15 ページの役員選出はご紹介ということでご理解、ご了承を賜りたく存じます。代表、佐伯剛。副代表、小林幹和、尾崎直人。事務局長、高森惇。事務局次長、石川莞爾。幹事、山田雪子。本日不在です。澤田信廣、村田幸男。会計、清水一男。会計監査、上村正光。それに顧問の弁護士さんとして、佐伯剛弁護士、黒沢知弘弁護士、小花和史弁護士。以上でございます。よろしくお願いいたします。

（拍手）

議長（澤田）：ご承認ということで、ありがとうございます。それでは本日の 20 回定例総会の総括として、高森事務局長より決議案を読み上げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

高森事務局長：それでは、今の役員選出の次のページ。ページ振ってございませんが、裏側に決議案という形で出ているかと思えます。きょうの皆さんのご意見も踏まえながら、今回、決議をさせていただきたいと思えます。やはり一番問題なのは、ちょっと見ていただきますと、最初の前段の真ん中辺り。しかしながら清算人による必要資料作成とかそういったこと、あるいは、具体的な法人の定款、こういったことが明らかにされてないということが大きな問題であると思う。それから、建墓者説明会の開催というのを 2019 年秋、新法人の設立・移譲は 2020 年春以降ということで大幅に遅れております。そういったことに対して、何とかきちんとした形でできるように決議を相手側にぶつけたいということでございます。いずれにしても、建墓者の権利・利益を守るということを原則にしながら、清算人に協力しながら、できるだけ早期の公益財団法人への墓地経営の移譲と、健全な墓地の再生を目指すということでございます。

具体的な決議の内容でございますけれども、一で清算人は一般財団法人の設立と公益法人の認定、墓地経営許可の取得を同時並行的に確実かつ迅速にということでございます。2020 年春、来年の春に墓地経営の移譲を目指して取り組んでくれということでございます。

もう一として、建墓者の理解を得るにはやはり情報公開。何度も申し上げますが、大切だということで、できる限り早期かつ丁寧な建墓者説明会の開催を求めるということでございます。また一として、やはり今の建墓者の権利順守を基本にして、新法人設立によって永代管理料の年次管理料契約への切り替えの強要あるいは管理料の値上げをしないことを求める。

新法人設立にあたっては建墓者の代表を評議員にすることを要求する。

(以下決議文を読み上げた) 以上が第 20 回私たちの墓地を守る会定期総会の決議案でございます。

議長(澤田)：ありがとうございます。以上の決議案についてご承認いただけますでしょうか。

(拍手)

議長(澤田)：それではご承認いただきありがとうございます。最後になりますがホームページについて説明頂きます。

小林副代表：スクリーンに映っているのが守る会のホームページのトップページです。

(以下に詳しく説明)

会員専用室のパスワードは議案書に掲載してあります。以上です

議長(澤田)：ありがとうございます。皆様のご協力を得て全ての議案の審議をおえました。これを持ちまして議長の役目を終了させていただきます。

司会(村田)：澤田議長ありがとうございます。また皆様の長時間に亘るご清聴と貴重なご意見を頂きありがとうございます。今後の活動に取り入れて努力を続ける所存です。これで第 20 回私たちの墓地を守る会定期総会を終了したいと思います。

(拍手)

初めに申し上げましたが、受付の場所で顧問弁護士による個別相談を行いますので遠慮なく相談を受けてください。以上です。